

平成24年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報
 (第2四半期：平成24年7月～9月契約分)

<p>1 監査対象機関 北海道森林管理局及び各森林管理署等</p> <p>2 監査方法 書類監査</p>	
<p>3 監査の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか ・法令の適用、解釈が適切か、 ・少額随意契約を厳正に実施しているか ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか ・その他問題点はないか 	
<p>4 監査結果の概要</p> <p>(1) 総括的評価 主要事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品、役務についても、随意契約は必要最小限とされていた。</p> <p>(2) 具体的内容 随意契約については、少額随意契約が大半を占めており、車両整備・修理、健康診断等料、ガソリン等油脂類、プロパン等光熱費等であった。 また、競争不許の随意契約として、直販の書籍・新聞料、健康診断料、車両の追加整備料、保健衛生委託等業務等であった。</p>	
<p>事項別評価</p>	<p>指導状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。 ・法令の適用、解釈が適切か 対象期間（7月～9月）における契約については、概ね適切であった。 ・少額随契を厳正に実施しているか 少額随契の適用範囲の契約となっている。 ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。 ・その他問題点はないか 一部の署における役務の契約において、3者の見積もり合わせを行い少額随契を行っているが、原則とする一般競争入札が検討されていない。 	<p>随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争による調達とするよう担当課を通じ署へ指導を行った。</p>